

令和3年第11回富山県教育委員会議事日程

10月15日（金）午後1時

県民会館302号室

1 議決事項

議案第29号 令和3年度教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書（令和2年度分）
の件

教育企画課長より説明し、原案のとおり可決した。

議案第30号 令和4年度富山県立高等学校入学者募集要項制定の件

議案第31号 令和4年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項制定の件

議案第32号 令和4年度富山県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症
への対応の件

県立学校課長より説明し、原案のとおり可決した。

2 報告事項

(1) 令和3年度「高志の国文学」情景作品コンクールの結果について

生涯学習・文化財室長より説明した。

(2) 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果
の概要について

(3) 公立小学校の廃止について

小中学校課長より説明した。

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

議案第29号

令和3年度教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書（令和2年度分）の件

教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書について、別添のとおりとし、県議会に提出するとともに、公表するものとする。

令和3年10月15日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻布 佳子

議案第 30 号

令和 4 年度富山県立高等学校入学者募集要項制定の件

令和 4 年度富山県立高等学校入学者募集要項を、次のように定める。

令和 3 年 10 月 15 日 提出

富山県教育委員会

教 育 長 ・ 荻 布 佳 子

令和4年度富山県立高等学校入学者募集要項

第1 全日制の課程一般入学

1 募集定員

各高等学校の募集定員は、別表1の1の定員から推薦入学者選抜において合格内定の通知を受けた者の数を除いた人員とする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和4年2月22日(火)から同月25日(金)(祝日を除く。)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月25日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月24日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、富山県立高等学校通学区域設定規則に定める通学区域内の1校1学科に限る。ただし、工業又は商業に関する学科を志願する者は、同一校のそれぞれの学科内に限り、第2順位まで志願することができる。

なお、第2順位を志願する場合は2つ以上にわたることができる。

- (2) 富山高等学校、富山中部高等学校、高岡高等学校の普通科又は理数科学科・人文社会科学科を志願する者は、同一校の理数科学科・人文社会科学科又は普通科に限り、第2順位まで志願することができる。この場合において、普通科を第2順位志願できるのは普通科の通学区域内の者に限る。また、南砺福野高等学校普通科又は国際科を志願する者は、同校の国際科又は普通科に限り、第2順位まで志願することができる。

- (3) 志願者は、所定の一般入学願書に2,200円の入学考査手数料(一般入学願

書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)を添え、出身中学校長等に提出する。

中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

- (4) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には一般入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

- (5) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、一般入学願書に自己申告書を添えて、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出することができる。

- (6) 帰国生徒としての志願に当たっては、一般入学願書に海外在住状況等説明書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

なお、ここでいう帰国生徒とは、海外における在学期間が継続して2年以上の者で、志願時において帰国後3年以内の者等をいう。

- (7) 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、一般入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

- (8) 普通科の通学区域外からの志願者は、次のいずれかの条件を備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が近く当該通学区域内に居住することが確実であること。

イ その他特別な事情があること。

- (9) 県外及び海外からの志願者は、県外及び海外の中学校又はこれに準ずる学

校を、令和4年3月までに卒業する見込みの者又は卒業した者で、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の高等学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

(10) 中学校等には、校長を委員長とする選抜資料作成委員会を設ける。

(11) 中学校長等は、志願者の一般入学願書等を提出する際に、一般入学志願者名簿を2部作成して添付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

高等学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各高等学校長が定めるものとする。

6 学力検査

(1) 学力検査は、県下一斉に実施する。

(2) 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む。）の5教科とし、各教科の配点は40点とする。

なお、英語聞き取りテストが中止となった場合、当該校では聞き取りテスト部分を除いて40点に換算する。

(3) 志願者は、志願した高等学校で学力検査を受けなければならない。

(4) 検査日は、令和4年3月8日(火)、3月9日(水)の2日間で、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

第 1 日	9:30までにおいて 各高等学校長が定める時間	9:30～10:20	10:40～11:30	11:50～12:40
-------	----------------------------	------------	-------------	-------------

3月8日(火)	出席調査及び諸準備	社 会		国 語	理 科
第 2 日	9:30までにおいて 各高等学校長が定める時間	9:30～9:45 ※	10:00～10:40	11:00～11:50	
	出席調査及び諸準備	聞き取り	筆 記	数 学	
		英 語			

※ 英語聞き取りテストについては、9時30分から9時45分までの間に10分間程度で実施する。

- (5) 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

7 選抜の方法

- (1) 高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された調査書等の資料、学力検査の成績等に基づいて、各高等学校の当該学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。
- (2) 高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (3) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書中の「学習の記録」の評定、「特別活動」の評価、その他の記録より算出した評定点（以下「調査書評定点」という。）と学力検査の成績とを対比し、同等に扱い、判定することを原則とする。ただし、調査書評定点又は学力検査の成績が、募集定員（推薦入学者選抜において合格内定の通知を受けた者の数を除いた数）の上位10%以内にある場合は、調査書評定点又は学力検査の成績の一方により、判定することができるものとする。
- (4) 高等学校長は、選抜に当たって、富山県教育委員会の承認を得て、専門学科及び普通科に設置されているコースの特色に応じて、調査書や学力検査の教科の配点の比重を変えることができる。
- (5) 高等学校長は、選抜に当たって、「学習の記録」の評定及び「特別活動」の評価を除く調査書中の他の記録についても審査する。
- (6) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

- (7) 高等学校長は、富山県教育委員会の承認を得て、各高等学校又は各高等学校の学科及びコースごとに、志願者に対し、面接や専門に関する実技検査等を行い、その結果を選抜の資料に加えることができる。
- (8) 高等学校長は、選抜に当たって、第1順位志願者を尊重するが、その学科における総合判定による順位の下位者よりも優れていると判定された第2順位志願者を合格させることができる。
- (9) 高等学校長は、上記(3)～(8)に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。
- (10) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議のうえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。
- (11) 帰国生徒の選抜に当たっては、高等学校長は、面接を実施し、その結果及び海外での経験等を十分考慮して行うものとする。

8 追検査

- (1) 次のア、イのいずれかに該当し、学力検査の第1日、第2日の両日の全日程又は第2日の全日程を欠席した者のうち、下記(2)又は(3)の手続を行ったうえで志願先高等学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者

イ やむを得ない理由のある者

- (2) 追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、中学校長等を経て志願先高等学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書を令和4年3月11日(金)午後3時までに、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出する。
- (3) 県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先高等学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書(県外及び海外からの志願者用)を所定の日時までに、志願先高等学校長に直接提出する。
- (4) 追検査は志願先高等学校において、令和4年3月14日(月)に、下に示す日程によって行う。

9:30 までにおいて 各高等学校長が	9:30～10:20	10:40～11:30	11:50～12:40	12:40～13:40 の間 において各高等学	13:40～13:55 ※	14:10～14:50	15:10～16:00
------------------------	------------	-------------	-------------	----------------------------	---------------	-------------	-------------

定める時間				校長が定める時間			
出席調査及び 諸準備	社 会	国 語	理 科	出席調査及び 諸準備	聞き取り	筆 記	数 学
					英 語		

※ 英語聞き取りテストについては、13時40分から13時55分までの間に10分間程度で実施する。

(5) その他、上記 5、6、7 を準用する。

9 合格者の発表

令和 4 年 3 月 16 日 (水) 午後 0 時 30 分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

10 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後 2 時現在で発表掲示する。
- (2) ここに定めるもののほか、一般入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第 2 全日制の課程推薦入学

1 対象学科及び募集人員

- (1) 全日制の課程の別表 2 に掲げる普通科に設置されている各コース、専門学科及び総合学科において、推薦入学を実施する。
- (2) 推薦入学による募集人員は、富山県教育委員会と協議のうえ、下記の範囲内で、各高等学校長が定める。
 - ・普通科に設置されている各コース＜学級定員の 50％以内＞（ただし、呉羽高等学校普通科音楽コース、富山北部高等学校普通科体育コースは 60％以内）
 - ・国際科及び国際交流科＜募集定員の 40％以内＞
 - ・専門学科（国際科及び国際交流科を除く。）＜募集定員の 50％以内＞
 - ・総合学科＜募集定員の 40％以内＞
- (3) 推薦入学を実施する学校は、富山県教育委員会と協議のうえ、学科及びコースの特色に応じて、2 の志願資格(4)における a、b、c、d の各項目別に募集人員等を明示することができる。

2 志願資格

県内の中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者で、次の(1)～(4)の条件を満たし、中学校長等の推薦を得た者で、合格内定となった場合は、当該高等学校への入学を確約できる者とする。

- (1) 当該学校、学科、コースを志望する動機が明白であり、目的意識を有すること。
- (2) 当該学校、学科、コースに関する興味・関心があり、適性を有すること。
- (3) 当該学校、学科、コースにおける各教科・科目の履修に必要な学力を有し、人物が優れていること。
- (4) 次の a、b、c、d いずれかに該当し、入学後の諸活動に成果が期待される者であること。
 - a 調査書の「学習の記録」が優良であること。
 - b 専門に関する優れた能力又は実績があること。
 - c 芸術、文化、体育のいずれかの分野において優れた能力又は実績があること。
 - d 生徒会活動、社会奉仕活動等学校内外における自発的な活動に継続して積極的に取り組んだ実績があること。

3 志願期間

令和4年2月2日(水)から同月4日(金)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月4日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月3日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、対象学科、コースのうち1校1学科又は1コースに限る。
- (2) 志願者は、所定の推薦入学願書に2,200円の入学考査手数料（推薦入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、中学校長等に提出する。

中学校長等は、これに本人の調査書及び推薦書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

- (3) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には推薦入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

- (4) 中学校等には、校長を委員長とする推薦委員会を設ける。推薦委員会は、推薦入学に関する事項を取り扱い、被推薦者の決定は校長が行う。
- (5) 中学校長等は、志願者の推薦入学願書等を提出する際に、推薦入学志願者名簿を2部作成して添付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

高等学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各高等学校長が定めるものとする。

6 選抜の方法

- (1) 推薦入学志願者については、面接を実施し、学力検査を行わない。
- (2) 高等学校長は、特に必要と認める場合は、志願者に作文、専門に関する実技検査等を課すことができる。
- (3) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書、推薦書等の書類並びに面接等の結果を資料として総合的に判定し、合格内定者を決定する。
- (4) 面接等は、令和4年2月10日(木)午前9時から、志願先高等学校において、当該高等学校長が定める日程によって行う。
- (5) 高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (6) 高等学校長は、選抜に当たって、調査書、推薦書等に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

7 合格者の発表

- (1) 合格内定の通知

ア 高等学校長は、推薦入学選考結果通知書を令和4年2月15日(火)の午前10時から正午までの間に投函^{かん}し、郵送することにより、選考結果を中学校長等に通知する。

なお、合格内定者には、中学校長等を通じて合格内定通知書を交付する。

イ 合格内定の通知を受けた者は、他の公立高等学校を志願することができない。

(2) 合格者の発表

合格内定の通知を受けた者について、令和4年3月16日(水)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 合格内定とならなかった者の扱い

(1) 推薦入学に志願し、合格内定とならなかった者は、この募集要項に定める各課程の選抜についての手続により、改めて志願することができる。その際、志願先高等学校が全日制の課程の場合は、入学考査手数料が免除される。ただし、出願に当たっては、入学考査手数料減免申請書と入学考査手数料納入済証明書を一般入学願書に添付するものとする。

(2) 改めて志願する場合にも、一般入学願書に調査書を添えて提出するものとする。

9 その他

(1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。

(2) ここに定めるもののほか、推薦入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第3 全日制の課程第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員を決定し、令和4年3月16日(水)に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、「第1 全日制の課程一般入学」の定めに基づいて志願し、

5 教科の学力検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

3 志願期間

令和4年3月17日(木)及び同月18日(金)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月18日(金)午後4時までに志願校に必着とする。

4 志願の方法

- (1) 志願者は、所定の第2次選抜申請書を、出身中学校長等を経て、第2次選抜志願先高等学校長に提出する。
- (2) 志願は、富山県立高等学校通学区域設定規則に定める通学区域内の1校1学科に限る。ただし、第2順位志願については、第1次選抜に準ずる。また、第1次選抜で志願した高等学校の同一学科を志願することはできない。
- (3) 志願に際して、中学校長等は、第2次選抜志願先高等学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して添付する。第2次選抜志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

また、中学校長等は、令和4年3月18日(金)午後4時までに、第1次選抜志願先高等学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して提出する。第1次選抜志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

- (4) 県外及び海外からの志願者で第2次選抜に志願する者は、所定の日時まで、第2次選抜志願先高等学校長に第2次選抜申請書を、第1次選抜志願先高等学校長に第2次選抜志願についての申請書をそれぞれ直接提出する。

5 学力検査

学力検査は、実施しない。

6 選抜の方法

- (1) 第2次選抜志願先高等学校長は、第1次選抜志願先高等学校長から提出を受けた学力検査の成績と調査書等によって選抜する。
- (2) 上記(1)のほか、「第1 全日制の課程一般入学」の7を準用する。

7 合格者の発表

令和4年3月23日(水)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 その他

第2次選抜合格者で、第1次選抜に志願した高等学校において補欠入学を認められた者は、第1次選抜志願先高等学校への入学を優先させる。

第4 定時制の課程（単位制前期）

1 募集定員

新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校、小矢部園芸高等学校及びとなみ野高等学校の募集定員は、別表1の2のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 第1次選抜

(1) 志願期間

令和4年2月22日(火)から同月25日(金)（祝日を除く。）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月25日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月24日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 志願の方法

ア 志願は、県内の1校1学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。

イ 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者

は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ 全日制の課程と重ねて志願することはできない。

エ 志願者は、所定の入学願書に 950円の入学考査手数料（入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、出身中学校長等に提出する。中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先高等学校長に提出する。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

カ 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書を添えて、中学校長等を経て志願先高等学校長に提出することができる。

キ 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

ク 中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を2部作成して添付する。高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ケ 県外及び海外からの志願者も上記ア～クに基づいて志願する。ただし、

調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

(3) 検査

ア 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

ウ 検査は、令和4年3月8日(火)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

3月8日(火)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める1教科	数学又は各高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行うが、志願先高等学校長の判断で、面接を令和4年3月9日(水)に行うことができる。

検査で国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。

ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

(4) 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

(5) 合格者の発表

令和4年3月16日(水)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

4 第2次選抜

(1) 第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員等

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員等を決定し、令和4年3月16日(水)に発表する。

(2) 志願期間

令和4年3月17日(木)及び同月18日(金)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。郵送による出願の場合は、書留速達とし、3月18日(金)午後4時までに志願校に必着とする。

(3) 志願の方法

ア 全日制の課程第2次選抜の志願資格を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

イ その他については、上記3の(2)ア、イ、エ、オ、キ、ク、ケの定めに準じて行う。

(4) 検査

令和4年3月23日(水)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

3月23日(水)	9:30~10:00	10:20~10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める1教科	数学又は各高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

(5) 合格者の発表

令和4年3月25日(金)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

(6) その他

上記3の(3)、(4)の定めに準じて行う。

5 その他

(1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。

- (2) 第2次選抜後も必要があれば、再度選抜を実施することができる。
- (3) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制前期）入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第5 定時制の課程（単位制以外）

1 募集定員

富山工業高等学校定時制の課程の募集定員は、別表1の2のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 第1次選抜

(1) 志願期間

令和4年3月17日(木)及び同月18日(金)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月18日(金)午後4時までに富山工業高等学校に必着とする。

(2) 志願の方法

ア 志願は、富山工業高等学校定時制の課程の1学科に限る。ただし、同校の定時制の課程内の他学科を第2順位まで志願することができる。

なお、第2順位を志願する場合は2つ以上にわたることができる。

イ 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ 全日制の課程第2次選抜の志願資格を有する者は、同選抜と重ねて志願

することができる。

エ 志願者は、所定の入学願書に 950円の入学考査手数料（入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、出身中学校長等に提出する。

中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、富山工業高等学校長に提出する。

なお、富山工業高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には入学願書に受検上の配慮申請書を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

カ 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、富山工業高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後 6 年以内の外国籍を有する者とする。

キ 中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を 2 部作成して添付する。富山工業高等学校長は、このうち 1 部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ク 県外及び海外からの志願者も上記ア～キに基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

(3) 検査

ア 検査は、作文及び面接とする。ただし、富山工業高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ 志願者は、富山工業高等学校で検査を受けなければならない。

ウ 検査は、令和4年3月23日(水)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、富山工業高等学校長が定める日程によって行う。

3月23日(水)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は富山工業高等学校長が定める1教科	数学又は富山工業高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、富山工業高等学校長が定める日程によって行う。

検査で国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、富山工業高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。

ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

(4) 選抜の方法

富山工業高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

(5) 合格者の発表

令和4年3月25日(金)午後0時30分に、富山工業高等学校において受検番号で行う。

4 第2次選抜

(1) 富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学科及び募集定員等を決定し、令和4年3月25日(金)に、富山工業高等学校において発表する。

(2) 志願期間は、令和4年3月25日(金)及び同月28日(月)の両日とし、3月25日(金)は午後1時から午後4時まで、3月28日(月)は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願は不可とする。

- (3) 検査については、富山工業高等学校長が日程を定め、志願者に通知する。
- (4) その他、上記3の(2)、(3)、(4)の定めに準じて行う。
- (5) 合格者の発表については、富山工業高等学校長が定める。

5 その他

- (1) 富山工業高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。
- (2) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制以外）入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第6 定時制の課程（単位制後期）

1 募集人員

募集は、新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校及びとなみ野高等学校において行い、各高等学校の募集人員は、令和4年5月以降に別途示す。

2 志願資格

次の(1)又は(2)に該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）のいずれにも在籍していない者、及び過去に高等学校等で単位を修得していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和4年9月1日(木)から同月5日(月)までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、9月5日(月)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、9月2日(金)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

- (1) 志願は、県内の1校1学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。
- (2) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。
- (3) 志願者は、所定の入学願書に950円の入学考査手数料（入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、志願先高等学校長に提出する。
また、志願者は、中学校長等に調査書発行申請書を提出する。中学校長等は、志願者からの申請を受けて、9月5日(月)正午までに、本人の調査書を志願先高等学校長に提出する。出願及び調査書の提出について、郵送による場合は、書留速達とする。
なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。
- (4) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書を添えて、志願先高等学校長に提出することができる。
- (5) 県外及び海外からの志願者も上記(1)～(4)に基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

5 検査

- (1) 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。
- (2) 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。
- (3) 検査は、令和4年9月9日(金)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合は、高等学校長は、富山県教育委員会と協議し

て検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

9月9日(金)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める1教科	数学又は各高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長の定める日程によって行う。

6 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和4年9月13日(火)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8 その他

- (1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。
- (2) 各学校の実施概要については、募集人員とともに、令和4年5月以降に別途示す。
- (3) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制後期）入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第7 通信制の課程

1 募集定員

募集定員は、別表1の3のとおりとする。

2 志願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者

- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和4年3月17日(木)及び同月18日(金)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月18日(金)午後4時までに雄峰高等学校に必着とする。

4 志願の方法

- (1) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

- (2) 志願者は、次の書類を雄峰高等学校長に提出する。

ア 入学願書（入学考查手数料 460円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）

イ 調査書（ただし、平成28年3月以前の卒業者については、出身中学校等の卒業証明書をもって代えることができる。）

ウ 雄峰高等学校衛生看護科を志願する者は、富山市医師会看護専門学校准看護学科の合格証の写し

- (3) 雄峰高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその提出を求めることができる。

5 検査

- (1) 検査は、面接等とする。
- (2) 検査は、令和4年3月23日(水)午前9時から、雄峰高等学校において行う。

6 選抜の方法

雄峰高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和4年3月25日(金)午後0時30分に、雄峰高等学校において受検番号で行

う。

8 第2次募集

- (1) 上記1、2、4、6の定めに準じて行う。
- (2) 志願期間は、令和4年3月25日(金)及び同月28日(月)の両日とし、3月25日(金)は午後1時から午後4時まで、3月28日(月)は午前9時から午後4時までとする。郵送による出願は不可とする。

なお、事情によっては、締切期日後でも受け付けることがある。

- (3) 面接等の実施は、雄峰高等学校長が定める日時及び場所において行う。

第8 富山県立中央農業高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

<担い手育成コース>

高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和4年3月に卒業する見込みの者で、次の各条件を備えた者

- (1) 耕地や家畜等、相当規模の経営実習のできる基盤を有し、本校入学時に農業経営に取り組むことのできる者又はこれに準ずる者
- (2) 農業経営を継続し発展させようとする意欲が旺盛で、出身高等学校長等又は地域農林振興センター所長の推薦を受けた者

<庭園コース>

高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、庭園管理や野菜・草花の栽培等に興味・関心の高い者

3 志願期間

令和3年12月6日(月)から同月15日(水)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、12月15日(水)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、12月15日(水)正午までに中央農業高等学校に必着とする。

4 志願の方法

入学志願者は、次の書類を中央農業高等学校長に提出する。

<担い手育成コース>

- (1) 入学願書（学校所定のもの）

（入学考查手数料として 2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）

- (2) 履歴書（学校所定のもの）

- (3) 卒業見込み証明書又は卒業証明書

- (4) 営農状況調査書（学校所定のもの）

- (5) 出身高等学校長等又は地域農林振興センター所長の推薦書（学校所定のもの）

<庭園コース>

- (1) 入学願書（学校所定のもの）

（入学考查手数料として 2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）

- (2) 履歴書（学校所定のもの）

5 選抜の方法

<担い手育成コース>

中央農業高等学校長は、入学志願者について出身高等学校長等から提出された資料及び面接、作文等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文は、中央農業高等学校長が定める日時及び場所において行う。

また、特に必要と認めた場合は、学力検査（農業に関する科目の範囲）を行うことがある。

<庭園コース>

中央農業高等学校長は、入学志願者から提出された資料及び面接、作文、実技（簡易作図）の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文及び実技は、中央農業高等学校長が定める日時及び場所

において行う。

6 合格者の発表

令和4年1月14日(金)午後0時30分に、中央農業高等学校において受検番号で行う。

7 第2次募集

(1) 第1次募集における合格者が定員に満たない場合にのみ、上記1、2、4、5の定めに準じて第2次募集を実施する。

(2) 第2次募集を実施する場合、志願期間は、令和4年2月21日(月)から3月4日(金)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、3月4日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、3月4日(金)正午までに中央農業高等学校に必着とする。

第9 富山県立富山いずみ高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

富山いずみ高等学校看護科を卒業した者

3 その他

入学者募集の詳細については、富山いずみ高等学校長が別に定める。

第10 富山県立雄峰高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

(1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和4年3月に卒業する見込みの者

(2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 志願期間

令和3年12月20日(月)から同月23日(木)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、12月23日(木)午後4時までに雄峰高等学校に必着とする。

4 志願の方法

(1) 入学志願者は、次の書類を雄峰高等学校長に提出する。

ア 雄峰高等学校において交付する入学願書(入学考査手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。)

イ 学業成績証明書(高等学校等調査書又は成績証明書)

ウ 上記イで成績証明書を提出した者のみ卒業証明書

(2) 午前部・午後部については、第2順位まで志願することができる。

5 選抜の方法

雄峰高等学校長は、入学志願者について出身高中学校長等から提出された資料及び面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接は、雄峰高等学校長が定める日時及び場所において行う。

また、雄峰高等学校長は、特に必要と認めた場合は、作文を行うことができる。

6 合格者の発表

令和4年1月14日(金)午後0時30分に、雄峰高等学校において受検番号で行う。

7 第2次募集

(1) 第1次募集における合格者が定員に満たない場合にのみ、上記1、2、4、5の定めに準じて第2次募集を実施する。

(2) 第2次募集を実施する場合の志願期間は、令和4年2月22日(火)及び同月24日(木)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

第11 富山県立小矢部園芸高等学校専攻科

1 募集定員

募集定員は、別表1の4のとおりとする。

2 志願資格

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は令和4年3月に卒業する見込みの者
- (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力を持ち、園芸・造園に関する高度な知識、技術の習得を希望する者

3 志願期間

令和4年2月14日(月)から同月17日(木)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月17日(木)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、2月16日(水)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 志願の方法

入学志願者は、次の書類を小矢部園芸高等学校長に提出する。

- (1) 小矢部園芸高等学校において交付する入学願書（入学考查手数料として2,200円の富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）
- (2) 高等学校等卒業見込み証明書又は卒業証明書等
- (3) 履歴書

5 選抜の方法

小矢部園芸高等学校長は、面接、作文等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、面接、作文は、令和4年3月10日(木)に小矢部園芸高等学校において行う。

また、小矢部園芸高等学校長は、特に必要と認めた場合は、学力検査（農業に関する科目の範囲）を行うことができる。

6 合格者の発表

令和4年3月16日(水)午後0時30分に、小矢部園芸高等学校において受検番号で行う。

第12 その他

この募集要項の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

別表 1

令和4年度富山県立高等学校第1学年募集定員

1 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	
		学 級	定 員
入 善	普 通 農 業	4 1	1 6 0 3 0
桜 井	普 通 土 木 生 活 環 境	3 1 1	1 2 0 4 0 4 0
魚 津	普 通	4	1 6 0
魚 津 工 業	機 械 電 気 情 報 環 境	1 1 1	4 0 4 0 4 0
滑 川	普 通 薬 業 商 業 海 洋	2 1 1 1	8 0 4 0 4 0 4 0
上 市	総 合	4	1 5 0
雄 山	普 通 生 活 文 化	3 1	1 2 0 3 0
中 央 農 業	生 物 生 産 園 芸 デ ザ イ ン バ イ オ 技 術	3	7 8
八 尾	普 通	4	1 6 0
富 山 西	普 通	4	1 6 0
富 山	普 通 理 数 科 学 人 文 社 会 科 学	5 2	2 0 0 8 0

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	
		学 級	定 員
富 山 中 部	普 通 理 数 科 学 人 文 社 会 科 学	5 2	2 0 0 8 0
富 山 北 部	普 通 くすり・バイオ 情 報 デ ザ イ ン	3 2 1	1 2 0 8 0 4 0
富 山 工 業	機 械 工 学 電 子 機 械 工 学 金 属 工 学 電 気 工 学 建 築 工 学 土 木 工 学	2 1 1 2 1 1	8 0 4 0 4 0 8 0 4 0 4 0
富 山 商 業	流 通 ビ ジ ネ ス ビ ジ ネ ス マ ネ ジ メ ン ト 会 計 ビ ジ ネ ス 情 報 ビ ジ ネ ス	2 1 1 2	8 0 4 0 4 0 8 0
富 山 い ず み	総 合 看 護	4 1	1 5 0 4 0
富 山 東	普 通	6	2 4 0
富 山 南	普 通	5	2 0 0
呉 羽	普 通	6	2 3 0
小 杉	総 合	4	1 6 0
大 門	普 通	3	1 2 0
新 湊	普 通 商 業	3 1	1 2 0 4 0

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	
		学 級	定 員
高 岡	普 通	5	2 0 0
	理 数 科 学	} 2	8 0
	人 文 社 会 科 学		
高 岡 工 芸	機 械	1	4 0
	電 子 機 械	1	4 0
	電 気	1	4 0
	建 築	1	4 0
	土 木 環 境	1	4 0
	工 芸	1	3 0
	デザイン・絵画	1	4 0
高 岡 商 業	流通ビジネス	2	8 0
	国際ビジネス	1	4 0
	会計ビジネス	1	4 0
	情報ビジネス	1	4 0
伏 木	国 際 交 流	3	1 2 0
高 岡 南	普 通	4	1 6 0
福 岡	普 通	3	1 2 0
氷 見	普 通	3	1 2 0
	農 業 科 学	} 1	4 0
	海 洋 科 学		
	ビ ジ ネ ス	1	4 0
	生 活 福 祉	1	4 0
砺 波	普 通	4	1 6 0
砺 波 工 業	機 械	2	8 0
	電 気	1	4 0
	電 子	1	4 0
南 砺 福 野	普 通	4	1 6 0
	国 際	1	3 0
	農 業 環 境	1	3 0
	福 祉	1	3 0

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	
		学 級	定 員
南 砺 平	普 通	1	3 0
石 動	普 通 業 商	3	1 2 0
		1	4 0
合 計		1 6 3	6, 3 7 8

(注)

・桜井高等学校普通科については、募集定員のうち、5名を帰国生徒の受入枠とする。

2 定時制の課程

学 校 名	学 科 名	募 集	
		定 員	備 考
新川みどり野	普 通 福 祉 教 養	約 1 2 0 約 4 0	} 単位制
富 山 工 業	機 械 電 気 生 産 機 械	約 4 0 約 4 0 約 4 0	
雄 峰	普 通 総合ビジネス 生 活 文 化	約 2 0 0 約 4 0 約 4 0	} 単位制
志 貴 野	普 通 国 際 教 養 総合ビジネス 生 活 文 化	約 8 0 約 4 0 約 8 0 約 4 0	
小矢部園芸	園 芸	約 4 0	単位制
と な み 野	普 通 総 合 福 祉	約 8 0 約 4 0	} 単位制
合 計		約 9 6 0	

3 通信制の課程

学 校 名	学 科 名	募 集	
		定 員	備 考
雄 峰	普 通 衛 生 看 護	約 3 0 0	単位制
合 計		約 3 0 0	

4 専攻科

学 校 名	学 科 名	募 集	
		定 員	備 考
中 央 農 業	農 業 ・担い手育成コース ・庭園コース	約 1 0 約 1 0	
富山いずみ	看 護	4 0	富山いずみ高校看護科卒業者を対象とする。
雄 峰	生 活 科 学 ・調理師養成課程	6 0	
小矢部園芸	園 芸	約 4 0	
合 計		約 1 6 0	

別表 2

令和 4 年度全日制の課程推薦入学対象学科等

学 科 等 区 分	学 科 ・ コ ー ス 名
普 通 (コ ー ス)	入 善 高 校 (自然科学、観光ビジネス)、 八 尾 高 校 (福 祉)、富山北部高校 (体 育)、 富 山 東 高 校 (自然科学)、富 山 南 高 校 (国 際)、 呉 羽 高 校 (音 楽)、大 門 高 校 (情 報)、 高 岡 南 高 校 (人文科学)、福 岡 高 校 (英 語)
国 際	国際科、国際交流科
農 業	農業科、生物生産科、園芸デザイン科、バイオ技術科、 農業科学科、農業環境科
水 産	海洋科、海洋科学科
工 業	機械科、機械工学科、電子機械科、電子機械工学科、 金属工学科、電気科、電気工学科、電子科、情報環境科、 建築科、建築工学科、土木科、土木工学科、土木環境科、 工芸科、デザイン・絵画科、薬業科、くすり・バイオ科
商 業	商業科、ビジネス科、流通ビジネス科、国際ビジネス科、 ビジネスマネジメント科、会計ビジネス科、 情報ビジネス科、情報デザイン科
家 庭	生活文化科、生活環境科、生活福祉科
看 護	看護科
福 祉	福祉科
総 合	総合学科

議案第31号

令和4年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項制定の件
令和4年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項を、次のように定める。

令和3年10月15日 提出

富山県教育委員会

教 育 長 荻 布 佳 子

令和4年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項

第1 高等部A日程の第1次選抜

1 募集定員

高等部A日程の募集定員は、別表1のとおりとする。

2 志願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者で、保護者とともに県内に居住し、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者

(1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者

(2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者

(3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

3 志願期間

令和4年1月31日(月)から2月2日(水)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月2日(水)は、正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月1日(火)正午までの消印のあるものに限り、受け付ける。

4 志願の方法

(1) 志願は、高等部A日程の1校1学科に限る。

- (2) 志願に当たっては、令和4年1月21日(金)までに志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により期日までに教育相談を受けることが困難な場合は、出身中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。
- (3) 志願者は、所定の入学願書を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (4) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出身中学校長等を通じて出願前に志願先特別支援学校長に連絡する。配慮内容は、志願先特別支援学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。
- (5) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書を添えて、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。
- (6) 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、入学願書に外国人特別措置適用申請書を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先特別支援学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

- (7) 県外及び海外からの志願者は、学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、公共交通機関等を利用して自力通学ができる等障害の程度が軽度の者かつ県外及び海外の中学校又は特別支援学校中学部を令和4年3月までに卒業する見込みの者、卒業した者又はこれに準ずる者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

- (8) 出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、第1次選抜入学志願者名簿を2部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

- (1) 入学検査は、県下一斉に行う。
- (2) 入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）、作業能力検査、面接とし、配点は、学力検査 100点（国語50点、数学50点）、作業能力検査50点とする。
- (3) 志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。
- (4) 検査日は、令和4年2月12日（土）とし、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

2月12日 (土)	9:00～	9:30～ 10:00	10:20～ 10:50	11:10～ 11:50	12:00～
	出席調査 及び諸準備	国 語	数 学	作業能力検査	面 接

- (5) 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

7 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書中の「学習状況」及びその他の記録について審査する。
- (3) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山

県教育委員会に照会することができる。

- (4) 特別支援学校長は、入学志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。
- (5) 特別支援学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集定員に満たない場合には、富山県教育委員会と協議のうえ、合格者数を募集定員内にとどめることができる。

8 追検査

- (1) 次のア、イのいずれかに該当し、学力検査を欠席した者のうち、下記(2)又は(3)の手続きを行ったうえ志願先特別支援学校長からの許可を得た者は、追検査を受検することができる。
 - ア インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者
 - イ やむを得ない理由のある者
- (2) 追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書を令和4年2月14日(月)午後4時までに、出身中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出する。
- (3) 県外及び海外からの志願者で追検査の受検を希望する者は、その旨を欠席した当日の正午までに、志願先特別支援学校長に直接連絡するとともに、欠席理由を証明する書類を添えた追検査受検申請書(県外及び海外からの志願者用)を所定の日時までに、志願先特別支援学校長に直接提出する。
- (4) 追検査は志願先特別支援学校において、令和4年2月16日(水)に行う。
- (5) その他、上記5、6、7を準用する。

9 合格者の発表

令和4年2月18日(金)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

10 その他

- (1) 特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示

する。

- (2) 志願に当たって必要な書類は、富山県教育委員会から中学校長等に配付する。
- (3) 第1次選抜合格者は、入学を辞退した場合を除いて、他の県立高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び県立特別支援学校高等部を志願することはできない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に感染している者又は感染が疑われる者への受験機会の確保については、今後、感染状況をふまえ、適切な時期に公表する。
- (5) ここに定めるもののほか、高等部A日程の第1次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第2 高等部A日程の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員を決定し、令和4年2月18日(金)に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、「第1 高等部A日程の第1次選抜」の定めに基づいて志願し、入学検査を受検した者に限る。ただし、既に合格が決定した者は志願することができない。

3 志願期間

令和4年2月22日(火)から同月25日(金)までの間(祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月25日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月25日(金)正午までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

- (1) 志願は、高等部A日程の1校1学科に限る。ただし、高等部A日程の第1次選抜で志願した特別支援学校を志願することはできない。
- (2) 志願に当たっては、令和3年2月21日(月)までに志願先特別支援学校の

入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。ただし、特別な事情により期日までに教育相談を受けることが困難な場合は、出身中学校長等は、事前に志願先特別支援学校長に連絡する。

(3) 志願者は、所定の第2次選抜申請書を、出身中学校長等を経て、第2次選抜志願先特別支援学校長に提出する。

(4) 志願に際して、出身中学校長等は、第2次選抜志願先特別支援学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して添付する。第2次選抜志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

また、出身中学校長等は、令和4年2月25日(金)正午までに、第1次選抜志願先特別支援学校長に、第2次選抜志願者名簿を2部作成して提出する。第1次選抜志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

(5) 県外及び海外からの志願者で第2次選抜に志願する者は、所定の日時まで、第2次選抜志願先特別支援学校長に第2次選抜申請書を、第1次選抜志願先特別支援学校長に第2次選抜志願についての申請書をそれぞれ直接提出する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

(1) 入学検査の内容は、面接とする。

(2) 志願者は、志願した特別支援学校で入学検査を受けなければならない。

(3) 検査日は、令和4年3月8日(火)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

(1) 第2次選抜志願先特別支援学校長は、第1次選抜志願先特別支援学校長から提出を受けた入学検査の成績と調査書等の資料、面接の結果に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

(2) 上記(1)のほか、「第1 高等部A日程の第1次選抜」の7を準用する。

8 合格者の発表

令和4年3月16日(水)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

(1) 特別支援学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後2時現在で発表掲示する。

(2) 第2次選抜合格者で、第1次選抜に志願した特別支援学校において補欠入学を認められた者は、第1次選抜志願先特別支援学校への入学を優先させる。

(3) ここに定めるもののほか、高等部A日程の第2次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表1

令和4年度富山県立特別支援学校高等部A日程募集定員等

学校名	学科名	障害種別	修業年限	募集定員
富山高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
高岡高等支援学校	生産・サービス科	知的障害	3	24
富山聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
高岡聴覚総合支援学校	福祉・サービス科	知的障害	3	8
富山総合支援学校	産業工芸科	知的障害	3	8
	生活文化科	知的障害	3	

第3 高等部B日程の第1次選抜

1 募集人員（定員）及び志願資格

高等部B日程の募集人員（定員）及び志願資格は、別表2のとおりとする。

2 志願期間

令和4年2月22日(火)から同月25日(金)までの間（祝日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月25日(金)は、正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月24日(木)正午までの消印のあるものに限り、受け付ける。

3 志願の方法

- (1) 志願は、高等部B日程の1校1学科に限る。
- (2) 志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育相談を受けるものとする。
- (3) 志願者は、所定の入学願書と診断書（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者に限る。）を出身中学校長等に提出する。出身中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (4) 専攻科志願者は、所定の入学願書、調査書（調査書の提出が不可能と認められる場合は、卒業証明書。）及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。
- (5) 訪問教育志願者は、所定の入学願書と診断書を在籍中学校長等に提出する。在籍中学校長等は、これに本人の調査書を添えて、志願先特別支援学校長に提出する。
- (6) 県外及び海外からの志願者は、別表2の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。
 - ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。
 - イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。
 - ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。
 - エ その他特別な事情があること。
- (7) 出身中学校長等は、志願者の入学願書等を提出する際に、入学志願者名簿を2部作成して添付する。志願先特別支援学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として出身中学校長等に返却する。

4 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、学力検査（国語及び数学）とする。ただし、特別支援学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査に替えて又は加えて面接を行うことができる。
- (2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。
- (3) 検査日は、令和4年3月8日(火)とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合は、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

3月8日(火)	9:00～9:40	9:40～12:00
	出席調査及び諸準備	学力検査

6 選抜の方法

- (1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。
- (2) 特別支援学校長は、選抜に当たって、調査書に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。
- (3) 特別支援学校長は、入学志願者について出身中学校長等から提出された調査書等の資料、入学検査の成績等に基づき、総合的に判断して合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和4年3月16日(水)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

8 その他

- (1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。
- (2) 高等部B日程の第1次選抜合格者で、高等部A日程の第1次選抜に志願した特別支援学校において補欠合格を認められた者は、高等部A日程の志願先

特別支援学校への入学を優先させる。

- (3) 特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に感染している者又は感染が疑われる者への受検機会の確保については、今後、感染状況をふまえ、適切な時期に公表する。
- (5) ここに定めるもののほか、高等部B日程の第1次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第4 高等部B日程の第2次選抜

1 第2次選抜実施校の決定

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集人員（定員）を決定し、令和4年3月16日（水）に発表する。

2 志願資格

志願できる者は、別表2の志願資格を有する者で、他の県立高等学校及び県立特別支援学校の合格が決定した者を除く。

3 志願期間

令和4年3月17日（木）及び同月18日（金）の間、毎日午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、3月18日（金）午後4時までに志願先特別支援学校に必着とする。

4 志願の方法

「第3 高等部B日程の第1次選抜」の3を準用する。

5 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

6 入学検査

- (1) 入学検査の内容は、学力検査など志願先特別支援学校長の定めるものとする。

(2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

(3) 検査日は、令和4年3月23日(水)とし、各特別支援学校長が定める日程によって行う。

7 選抜の方法

「第3 高等部B日程の第1次選抜」の6を準用する。

8 合格者の発表

令和4年3月24日(木)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

9 その他

(1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の出身中学校長等の申請により、志願先特別支援学校長から出身中学校長等に送付する。

(2) 特別支援学校長は、各特別支援学校長の定めるところにより、入学検査当日における保護者の同伴を求めることができる。

(3) ここに定めるもののほか、高等部B日程の第2次選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表2

令和4年度富山県立特別支援学校高等部B日程募集人員(定員)等

学校名	学科等	障害種別	修業年限	募集人員(定員)	志 願 資 格
富山視覚総合支援学校	普通	視覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

		病弱	3	8	学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	保健医療	視覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	専攻科	理療	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 高等学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校高等部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		保健医療	3	約10	
富山聴覚総合支援学校	産業工芸	聴覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活情報	聴覚障害	3		
	機械	聴覚障害	3		
	専攻科	産業工芸	2	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 高等学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校高等部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		生活情報	2		
		機械	2		
高岡聴覚総合支援学校	機械	聴覚障害	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活情報	聴覚障害	3		
にいかわ総合支援学校	産業技術	知的障害	3	約20	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者

		肢体 不自由	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活文化	知的 障害	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		肢体 不自由	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	訪問教育	知的 障害 肢体 不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和4年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
しらとり支援学校	産業技術	知的 障害	3	約30	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活文化	知的 障害	3		
高岡支援学校	産 業	知的 障害	3	約30	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生活文化	知的 障害	3		
	訪問教育	知的 障害	3	若干名	特別支援学校中学部を令和4年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者

と な み 総 合 支 援 学 校	産 業 技 術	知的 障害	3	約20	学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		肢体 不自由	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生 活 文 化	知的 障害	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
		肢体 不自由	3		学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	訪 問 教 育	知的 障害 肢体 不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和4年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者
富 山 総 合 支 援 学 校	産 業 工 芸	肢体 不自由	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	生 活 文 化	肢体 不自由	3		
	訪 問 教 育	肢体 不自由	3	若干名	特別支援学校中学部を令和4年3月卒業見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者

高志支援学校	普 通	肢体 不自由	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者のうち、 ・ 本校については、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに入所している者若しくは入所する見込みの者又は富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの外来で訓練を受けている者若しくは訓練を受ける見込みの者 ・ 高等部こまどり分教室については、高岡市きずな子ども発達支援センターの外来で訓練を受けている者又は訓練を受ける見込みの者 で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校 of いずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
ふるさと支援学校	普 通	病弱	3	約10	学校教育法施行令第22条の3に該当する病弱者のうち、国立病院機構富山病院に入院している者又は入院する見込みの者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校のいずれにも在籍していない者 (1) 中学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 (3) 上記(1)又は(2)に準ずる者
	訪問教育	病弱	3	若干名	特別支援学校中学部を令和4年3月卒業見込みの者のうち、国立病院機構富山病院に入院している者若しくは入院する見込みの者又は通院している者若しくは通院する見込みの者で、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者 ただし、通院については、国立病院機構富山病院が放課後等デイサービス事業を実施する場合に、同事業を利用している者又は利用する見込みの者に限る。 (1) 訪問教育を受けており、引き続き訪問教育を必要とする者 (2) 障害の重度・重複化により通学が困難になり、訪問教育が必要になると見込まれる者

第5 幼稚部

1 募集人員及び志願資格

幼稚部の募集人員及び志願資格は、別表3のとおりとする。

2 志願期間

令和4年2月22日(火)から同月25日(金)までの間(祝日を除く。)、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、2月25日(金)は、正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は、書留速達とし、2月24日(木)正午までの消印のあるものに限り、受け付ける。

3 志願の方法

(1) 志願に当たっては、事前に志願先特別支援学校の入学者選抜のための教育

相談を受けるものとする。

(2) 志願者の保護者は、所定の入学願書、調査書及び診断書を志願先特別支援学校長に提出する。

(3) 県外及び海外からの志願者は、別表 3 の志願資格に該当する者であり、次の条件のいずれかを備えていることを証明し、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

ア 本人及びその保護者が本県内に居住していること。

イ 本人及びその保護者が近く本県内に居住することが確実であること。

ウ 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、その県の特別支援学校に通学することが困難であること。

エ その他特別な事情があること。

4 受検票の交付

特別支援学校長は、志願者に受検票を交付する。交付の日時は、各特別支援学校長が定めるものとする。

5 入学検査

(1) 入学検査の内容は、面接とする。

(2) 入学検査は、志願先特別支援学校において行う。

(3) 志願者は、保護者同伴で入学検査に臨むものとする。

(4) 検査日は、令和 4 年 3 月 8 日（火）とする。日程は、下記を標準として、各特別支援学校長が定める。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、予定した日程での実施が困難な場合、特別支援学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

3 月 8 日（火）	9:00～9:40	9:40～11:30
	出席調査及び諸準備	面 接

6 選抜の方法

(1) 特別支援学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

(2) 特別支援学校長は、志願者について、調査書等の資料及び面接等の結果に

基づいて合格者を決定する。

7 合格者の発表

令和4年3月16日(水)午後0時30分に、各志願先特別支援学校において受検番号で行う。

8 第2次選抜

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校及び募集人員を決定し、令和4年3月16日(水)に発表する。

9 その他

(1) 志願に当たって必要な書類は、志願者の保護者の申請により、志願先特別支援学校長から保護者に送付する。

(2) ここに定めるもののほか、幼稚部の選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

別表3

令和4年度富山県立特別支援学校幼稚部募集人員等

学 校 名	障害 種別	学年	募集 人員	志 願 資 格
富山視覚総合 支 援 学 校	視覚 障害	3歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、 満3歳の者
		4歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、 満4歳の者
		5歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者で、 満5歳の者
富山聴覚総合 支 援 学 校	聴覚 障害	3歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満3歳の者
		4歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満4歳の者
		5歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満5歳の者
高岡聴覚総合 支 援 学 校	聴覚 障害	3歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満3歳の者
		4歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満4歳の者
		5歳児	若干名	学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障害者で、 満5歳の者

令和4年度富山県立特別支援学校高等学校・幼稚部入学者募集要項新旧対照表

令和3年度(旧)		令和4年度(新)		備考
第1 高等部A日程の第1次選抜	第1 高等部A日程の第1次選抜	※ 年度、月日、曜日、本文中の様式番号の変更を除く。		
6 入学検査 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	6 入学検査 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	6 入学検査 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	6 入学検査 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	作業能力検査の時間の変更に伴い、日程を変更するもの。さらに昼食時間を削除するもの。
10 その他 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)	10 その他 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)	10 その他 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)	10 その他 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)	新型コロナウイルス感染症への対応について加筆したものの。 (昨年度実施要領より追加記載)
第3 高等部B日程の第1次選抜	第3 高等部B日程の第1次選抜	第3 高等部B日程の第1次選抜	第3 高等部B日程の第1次選抜	新型コロナウイルス感染症への対応について加筆したもの。 (昨年度実施要領より追加記載)
8 その他 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)	8 その他 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)	5 入学検査 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	5 入学検査 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	新型コロナウイルス感染症への対応について加筆したもの。 (昨年度実施要領より追加記載)

議案第 3 2 号

令和 4 年度富山県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応の件

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和 3 年 1 0 月 1 5 日提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

令和4年度富山県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

県立学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び志願者の受検機会の確保の観点から、次のとおり取り扱うものとする。

1 新型コロナウイルス感染症罹患者等の受検の可否

(1) 受検できる者

- ・濃厚接触者に特定された者のうち、以下の①～③の条件を満たす者
 - ① PCR検査の結果が陰性であること
 - ② 濃厚接触者に特定されてから検査当日まで無症状であること
 - ③ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと

(2) 受検できない者

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- ・濃厚接触者に特定されPCR検査の結果を得ていない者
- ・発熱、咳等の症状があり、検査当日に37.5℃以上の熱がある者

2 1の(2)の受検できない者への対応

○県立高等学校

全日制 推 薦	・調査書、推薦書等による書類選考を行うものとする。
全日制 一 般	・追検査の申請を認めることとする。 ・追検査の受検も困難な場合は、調査書等による書類選考を行うものとする。 ※書類選考で合格とならなかった者が、第2次選抜に志願した場合、第2次選抜においても書類選考を行うものとする。
定時制	・第2次選抜を受検できない場合には、別日に面接を実施する。 ・判定は中学校長等から提出された資料、面接の結果によるものとする。
通信制	・第2次募集を受検できない場合には、別日に面接を実施する。 ・判定は中学校長等から提出された資料、面接の結果によるものとする。

○県立特別支援学校

A日程 第1次	・追検査の申請を認めることとする。 ・追検査の受検も困難な場合は、調査書及び事前の教育相談の記録による書類選考を行うものとする。
A日程 第2次	・受検した検査の結果と調査書及び事前の教育相談の記録による書類選考を行うものとする。
B日程 第1次	・B日程第2次選抜への志願を認めることとする。
B日程 第2次	・調査書及び事前の教育相談の記録による書類選考を行うものとする。

令和3年度「高志の国文学」情景作品コンクールの結果について

県内の中学生・高校生を対象に、「高志の国文学」に親しみ、郷土を一層深く理解しようとする機運を高めることを目的に実施した「高志の国文学」情景作品コンクールの結果を報告します。

記

1 審査結果等

- (1) 応募総数 2,199点(文芸 1,685点、美術 325点、写真 189点)
(参考) R2: 1,331点(文芸 675点、美術 87点、写真 569点)
- (2) 入選点数 60点(知事賞6点、金賞8点、銀賞15点、銅賞22点、佳作9点)
(入選作品一覧は、別紙1)
- (3) 知事賞受賞作品(別紙2)

部門(部)		題名	学校	年	名前	題材
文芸	中学生	おおかみこどもから感じた自分の世界	富山市立堀川中学校	2	芳尾 美緒	おおかみこどもの雨と雪
	高校生	桜花	富山中部高等学校	2	若木 美来	万葉集
美術	中学生	あいたい	富山市立速星中学校	2	地田 真也	逢いたい
	高校生	continue	富山中部高等学校	1	小林 夏萌	富山湾読本 富山湾を知る42のクエスチョン
写真	中学生	明るい未来へ	小矢部市立大谷中学校	2	林 莉玖	ドラえもん
	高校生	あぶら火の光に見ゆる	富山中部高等学校	2	羽根 千絵	万葉集

- (4) 審査委員 杉原 栄 県立図書館長(委員長)
藤井 史果 富山大学人文学部講師
中川 美彩緒 富山県水墨美術館館長 ほか
中文連、高文連の代表教諭など 11名

2 経過

6月15日(月)～9月3日(金) 作品募集
10月6日(水) 審査委員会(文芸部門・写真部門)
10月8日(金) 審査委員会(美術部門)

3 今後の予定

10月27日(水) 表彰式(高志の国文学館)
10月27日(水)～11月5日(金) 作品展示(高志の国文学館)

令和3年度「高志の国文学」情景作品コンクール入選作品一覧表

〇文芸部門

賞		題 名	分野	学 校	学年	名 前	題 材
知事賞	中学生	おおかみこどもから感じた自分の世界	散文	富山市立堀川中学校	2	芳尾 美緒	おおかみこどもの雨と雪
	高校生	桜花	散文	富山中部高等学校	2	若木 美来	万葉集
金 賞	中学生	八月二日を生きるとき	散文	南砺つばき学舎	7	前川 奈緒	八月二日天まで焼けた
		富山の四季	俳句	片山学園中学校	3	平島 菜々子	おわら風の盆/ホタルイカの身投げ
	高校生	越中の風土を眺めて	散文	高岡高等学校	2	山崎 菜々	万葉集
		ホタルイカ	俳句	富山高専専門学校本郷キャンパス	3	山下 ゆい	富山の風物詩
銀 賞	中学生	本当の自分	詩	高岡市立高岡西部中学校	1	上坂 粹生	竜とそばかすの姫
		おらっっちゃらっちゃの富山弁	詩	高岡市立高岡西部中学校	2	般若 なな子	おらっっちゃらっちゃの富山弁
		たくさんの場所にレッツゴー	短歌	南砺つばき学舎	7	金道 琉真	ドラえもん
		日常	俳句	富山市立西部中学校	3	松田 珠希	富山なぞ食探検
	高校生	「I」の世界	散文	高岡高等学校	2	上坂 大空	竜とそばかすの姫
		家持が愛した高岡	散文	富山高専専門学校本郷キャンパス	2	石田 恵里奈	越中万葉百科
		内川の風景	短歌	新湊高等学校	2	中野 実咲	映画「人生の約束」
		五箇山哀話 ～お小夜の物語～	俳句	富山高等学校	1	山田 梨緒	秘境越中五箇山
銅 賞	中学生	「ドラえもん」から学ぶ	散文	富山市立堀川中学校	1	木村 風雅	ドラえもん
		「おおかみ子どもの雨と雪」の舞台	散文	富山市立堀川中学校	1	市村 優奈	おおかみこどもの雨と雪
		未来を作り上げる	詩	小矢部市立大谷中学校	1	保坂 颯良	ドラえもん
		豊かな富山	俳句	富山市立西部中学校	3	島 のりか	おおかみこどもの雨と雪
		ふるさととやまの美しさ	俳句	富山市立西部中学校	3	菅原 由梨	おおかみこどもの雨と雪
	高校生	私の夢	散文	富山中部高等学校	1	神谷 真之介	ドラえもん
		匂いは時には記憶となる	散文	高岡高等学校	2	荒木 一花	万葉集
		火	詩	富山中部高等学校	1	高村 穂	八月二日天まで焼けた
		螢火	短歌	高岡南高等学校	2	折本 心華	螢川
		薬師岳から	短歌	富山高等学校	1	河村 安珠	歌集 鷺
		千代の想い	俳句	富山高等学校	1	木村 嘉音	螢川
佳 作	中学生	おおかみと人間の在り方	散文	砺波市立出町中学校	2	河邊 泰雅	おおかみこどもの雨と雪
	高校生	「北海」を読んで	散文	富山商業高等学校	2	池田 侑加	北海
		富山の風景	俳句	高岡高等学校	2	植原 佳奈	万葉集

※ 文芸部門は、知事賞以外は「散文・詩」「短歌・俳句」の区分ごとに賞を設定

○美術部門

賞	題 名	学 校	学年	名 前	題 材
知事賞	中学生 あいたい	富山市立速星中学校	2	地田 真也	逢いたい
	高校生 continue	富山中部高等学校	1	小林 夏萌	富山湾誌本 富山湾を知る42のクエスチョン
金 賞	中学生 富山大空襲	富山市立速星中学校	2	岡田 来未	八月二日、天まで飛けた 母の遺体を抱いた子どもたち
	高校生 夕焼けに遊ぶ	富山中部高等学校	2	砂子 承太郎	滑川市の自然
銀 賞	中学生 冬暁	富山市立堀川中学校	3	田代 将鷹	庄川峡の変貌
	中学生 光が差しこむ花の家	富山市立速星中学校	1	高林 美咲	おおかみこどもの雨と雪
	高校生 神さぶ	富山中部高等学校	2	前澤 佐紀	とやま山ガイド10ジャンル10コース
	高校生 おいしさいっぱい県「富山」	富山北部高等学校	1	川崎 愛恵	きまぐれオレンジロード、美味しんぼ
銅 賞	中学生 雨晴らし	富山市立速星中学校	1	岡田 穰二	義経伝説～義経岩～
	中学生 「紗良」が「僕」と一緒にいる理由	富山市立速星中学校	2	松浦 采李	君の臓腑をたべたい
	中学生 夢	富山市立速星中学校	2	森内 結子	とべないホテル
	高校生 一期一会	富山中部高等学校	2	日吉 勇喜	とやま電車王国
	高校生 眺望	富山中部高等学校	2	尾崎 奏天	歴史のある寺
	高校生 還ろう	富山中部高等学校	2	山澤 愛実	もみの家
佳 作	中学生 いろんな人々と花	富山市立奥田中学校	1	高島 鈴羅	万葉高志の国
	中学生 締めない心	富山市立速星中学校	3	宮本 陽世	劔岳 点の記
	高校生 つながり	富山西高等学校	3	中村 光愛	首里の馬
	高校生 ただ君に晴れ	富山中部高等学校	2	高山 諒	君の臓腑をたべたい

○写真部門

賞	題 名	学 校	学年	名 前	題 材
知事賞	中学生 明るい未来へ	小矢部市立大谷中学校	2	林 莉玖	ドラえもん
	高校生 あぶら火の光に見ゆる	富山中部高等学校	2	羽根 千絵	万葉集
金 賞	中学生 笑おう！！	高岡市立牧野中学校	3	高橋 歩花	笑わせえるすまん
	高校生 楽しさ隣る滝の音	富山中部高等学校	2	尾崎 奏天	万葉集
銀 賞	中学生 青空を駆ける	小矢部市立大谷中学校	2	高澤 伶綺	ドラえもん
	高校生 群青	富山中部高等学校	2	日吉 勇喜	おおかみこどもの雨と雪
	高校生 つばめの親子	高岡高等学校	2	井下田 萌加	おおかみこどもの雨と雪
銅 賞	中学生 生きる美しさ	富山市立堀川中学校	2	氏家 雅晴	おおかみこどもの雨と雪
	中学生 水泡なる時	氷見市立北部中学校	3	松木 蘭々	万葉集第20巻 4470番歌
	高校生 蝶の思いも天に届く	泊高等学校	3	紙屋 羽海	富山わがまちこー一番
	高校生 隠れた想い	富山南高等学校	1	秋山 莉奈	おおかみこどもの雨と雪
	高校生 雪が降ると	高岡第一高等学校	2	安土 空輝	詩集雪道「雪が降ると」
佳 作	中学生 大米騒動	小矢部市立大谷中学校	1	加納 彩音	大コメ騒動
	中学生 昔の人々に感謝して	小矢部市立大谷中学校	3	加納 涼成	劔岳 点の記

文芸部門（中学生の部） 知事賞

「おおかみこども」から感じた自分の世界

題材「おおかみこどもの雨と雪」

富山市立堀川中学校 二年 芳尾 美緒

自分の生きる道。それは、自分の決めた選択によって良くも悪くも変えることができる。しかし、その決断の壁を私たちはどう切り切ればよいのだろうか。

それを私に教えてくれたのは、「おおかみこどもの雨と雪」という映画だった。この物語の中にも大きな選択が迫った、不思議な運命を生きる二人の姉弟がいた。

この物語は、大学生の花と人間の姿で暮らしていた「おおかみおとこ」の間に生まれた好奇心旺盛の姉「雪」と、ひ弱で臆病な弟「雨」が「自分の世界」を見つけ出すまでを描いた作品である。「おおかみこども」として生まれてきた雨と雪に立ちはだかる大きな壁。それは、人間として生きるのか、おおかみとして生きるのかという選択だった。おとぎばなしのようなこの世界で下した雨と雪の決断に、私は今までにないくらいの感動と勇気を与えられたのだった。

「周りの友達のように学校へ行く。」「みんなと同じ生活をしたい。」これは雪の抱いた意志であった。一方、雨は「山で生きたい。」「人間が知らない世界を見つけ出す。」という思いを抱いていた。こうして、雪は「人間として生きる」道を選び、雨は「おおかみとして生きる」という道を選んだのだ。もし私だったら将来の選択をするときは、自分の利益や自分にとって幸せかなどを考えるだろう。しかし、雨と雪は違っていたのだ。おおかみの姿になってしまい、友達をケガさせてしまった雪は、「もうおおかみになって人を傷つけたくない。」という思いと、雨の「おおかみになって森を守り続けたい。」という思いから自分の人生の道を選択していたのだ。「自分のため」だけでなく、「他人のため」を考えたこの大きな選択に、雨と雪二人の強い心、私の弱

さを感じ、心が大きく揺さぶられた。

私はこの映画の中で印象に残っていることが二つある。

一つは、富山県を舞台とした作品の見事な情景描写である。雨・雪・花の住んでいる山奥の家は、富山県上市町にある「花の家」が舞台となっている。「ギシギシツメキメキツ」と音を立てる今にも崩れ落ちそうな古い床。緑が一面に生い茂った庭に、冬は夢のような銀世界の森。これらはまるで、静かに雨や雪たちを誘い込むかのような美しい風景の絵なのであった。

一つは、雨がおおかみとして旅立つ、最後のシーンだ。ある雨の日、森で迷い込んだ花を大人になったおおかみの雨が助け出す。おおかみの姿で森へ去ろうとする雨に花が叫ぶ。

「待って！まだあなたに何にもしてあげられてない！」

雨は一度振り返り、森をかけ登った。そして、

「ウォーン。」

この声は、おおかみとして生きていく雨のちかいだと、私には思っただのだった。

この物語はここまでしか描かれていない。しかし、雨と雪は自分で選んだ道を一步ずつ歩み、他人を大切に成長し続けている事だと思う。私は今中学二年生。つまり、来年には「受験生」になる。そのため今抱いている夢に向かって雨や雪の選んだ道のように「他人のため」「自分の意志を大切に」高校を選び、たくさんの努力をしていきたいと思う。そして、今度は私が勇気をあげられるようになりたい。

自分の生きる道。それは、選択と決断からなっている。しかし、自分の意志と他人の幸せを大切にしたい人だけが登り切れる壁であろう。その壁の向こうには、必ず輝く「自分の世界」があることを、私は信じる。

文芸部門（高校生の部） 知事賞

桜花

題材「万葉集」

富山中部高等学校 二年 若木美来

真っ黒なワンピースに身を包んだ。滅多に着ないワンピースからは線香の匂いがした。シンプルなデザインのこのワンピースにはひっそりと黒い糸で薔薇の刺繍がしてある。密かに気に入っているが、この服はなるべく着ない方がいい服。

「花菜、準備できた？」

真っ黒な喪服姿のお母さんが、部屋に入ってきた。その、赤く腫れた目元をわざと見ないふりをして、わたしは静かに頷いた。

大好きだったおばあちゃんが死んだ。人が死ぬ、ということを目の当たりにした。今まで温かかったおばあちゃんの身体は、体温を失い、瞼は閉じたまま開かない。あったものが急に無くなる。それが、死ぬということだ。お通夜の前に、最後に握った冷たいおばあちゃんの手感触をいまだに生々しく覚えている。死は虚無。ふっと消えてしまうこと。

ほとんど白と黒しかない部屋に、一定の高さの声で読み上げられるお経が響く。こういうとき、どうしたらいいのかわからない。どういう顔をして、どういう風に座っているのが正解なのだろう。隣に座っているお母さんが再び涙をこぼしているのを見て、わたしも泣こうとしてみたが、一向に涙は出てこなかった。自分が、冷たい人間なのではないかと疑った。だけど、悲しいというのも違う気がした。もっと深い藍色の感情。きつと名前を付ければ途端に安っぽくなる気がして、これ以上何も言えないけれど、わたしの感情は、涙には変わらない。葬儀を終えて、外に出た。一つの命が消えた翌日だというのに、外はやたらと良い天気だった。真っ青な空。晴れ空が好きだったおばあちゃんが自分の葬式の日くらい晴れがいいと神様に願ったのかもしれない。春先の少し冷たい風が吹いていた。

おばあちゃんの家には、一本の桜の木があった。お母さんが生まれ

た日に植えられたという。樹齢四十ほどのその木は、大きく枝を伸ばしていた。おばあちゃんは、家族の中で一番この桜を可愛がり、世話していた。わたしが、たまにおばあちゃんの家遊びに行くと、決まっておばあちゃんは庭で、桜の世話をしていた。その愛情を一身に受けて育ったからか、先端の細い枝の方には今、美しい薄紅のぼんぼりのような蕾がたくさんついている。この桜が咲くのをおばあちゃんは、もう見ることはない。ここに帰ってくることは、ないのだから。ひらりと、目の前を蝶が通っていった。飛ぶというよりも舞うというように、蝶は空に浮かんでいる。わたしはそっと目を閉じた。

乾ききった唇から歌が勝手にこぼれ出た。

吾背子が 古き垣内の桜花 いまだ含めり 一目見に来ね

大伴家持

美術部門（中学生の部）知事賞



「あいたい」

題材：逢いたい

富山市立速星中学校2年 地田 真也

美術部門（高校生の部）知事賞



「continue」

題材：富山湾読本 富山湾を知る42のクエスチョン

富山中部高等学校1年 小林 夏萌

写真部門（中学生の部）知事賞

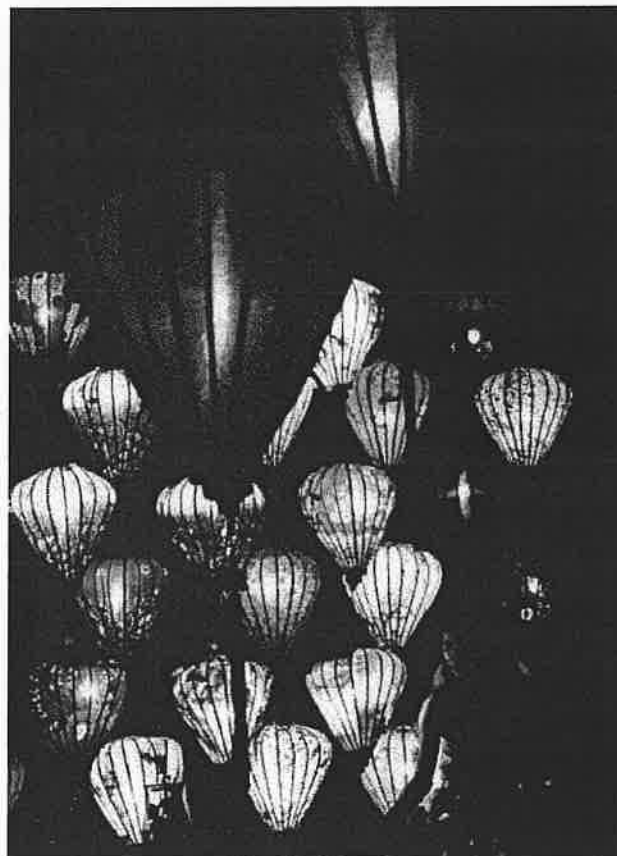


「明るい未来へ」

題材：ドラえもん

小矢部市立大谷中学校2年 林 莉玖

写真部門（高校生の部）知事賞



「あぶら火の光に見ゆる」

題材：万葉集

富山中部高等学校2年 羽根 千絵

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

令和3年10月
富山県教育委員会小中学校課
富山県経営管理部学術振興課

1 暴力行為（件数）

（県内国公立学校分）

校種	年度	28	29	30	R元	R2	
小学校	県	件数	61	147	404	554	530
		1,000人当たり	1.1	2.8	7.9	11.1	10.8
	国	1,000人当たり	3.5	4.4	5.7	6.8	6.5
中学校	県	件数	117	186	298	283	214
		1,000人当たり	4.0	6.5	10.7	10.4	8.0
	国	1,000人当たり	8.8	8.5	8.9	8.8	6.6
高等学校	県	件数	50	34	66	63	25
		1,000人当たり	1.7	1.2	2.3	2.2	0.9
	国	1,000人当たり	1.8	1.8	2.1	2.0	1.2
合計	県	件数	228	367	768	900	769
		1,000人当たり	2.0	3.3	7.1	8.5	7.5
	国	1,000人当たり	4.4	4.8	5.5	6.1	5.1

・暴力行為の発生件数は、R元年度と比べ、全校種で減少した。1,000人当たりの発生件数は、小中学校で全国平均を上回っており、高等学校では下回っている。

2 いじめ（認知件数）

（県内国公立学校分）

校種	年度	28	29	30	R元	R2	
小学校	県	件数	491	470	794	1, 049	739
中学校	県	件数	390	366	455	526	379
高等学校	県	件数	104	85	124	154	83
特別支援学校	県	件数	15	18	27	31	11
合計	県	件数	1, 000	939	1, 400	1, 760	1, 212
		1, 000人当たり	8. 9	8. 5	12. 8	16. 5	11. 6
	国	1, 000人当たり	23. 8	30. 9	40. 9	46. 5	39. 7

・いじめの認知件数は、R元年度と比べ、全校種で減少した。1,000人当たりの認知件数は、全国平均を下回っている。

3 不登校（年間30日以上「不登校」という理由で長期欠席した人数）（県内国公私立学校分）

校種		年度	28	29	30	R元	R2
小学校	県	人数	196	279	334	425	556
		1,000人当たり	3.7	5.4	6.6	8.5	11.4
	国	1,000人当たり	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0
中学校	県	人数	609	635	801	846	899
		1,000人当たり	20.8	22.3	28.7	31.1	33.7
	国	1,000人当たり	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9
高等学校	県	人数	439	500	457	480	410
		1,000人当たり	15.5	17.6	16.3	17.5	15.5
	国	1,000人当たり	14.6	15.1	16.3	15.8	13.9

・不登校児童生徒数は、R元年度と比べ、小・中学校で増加し、高等学校は減少した。1,000人当たりの人数は、中学校で全国平均を下回り、小学校、高等学校は全国平均を上回っている。

4 中途退学（高等学校中途退学者の推移）（県内国公私立学校分）

	年度	28	29	30	R元	R2
県	中途退学者数	279	285	326	306	264
	中途退学率	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%
国	中途退学率	1.4%	1.3%	1.4%	1.3%	1.1%

※中途退学率(%) = (中途退学者数 ÷ 4月1日現在の在籍者数) × 100

・中途退学率は、R元年度と比べ減少している。中途退学率は全国平均を下回っている。

令和3年10月15日
小中学校課

立山町立小学校の廃止について

1 学校名、位置及び廃止年月日

学 校 名	位 置	廃止年月日
立山町立日中上野小学校	立山町日中上野80番地	令和3年9月30日

2 廃止の理由

平成31年度から休校中であり、適正な学校運営が期待できる児童規模の維持は困難で、再度の開校が見込まれないため。

3 児童の処置

休校中につき、在籍児童なし。

今後の教育委員会等の日程について

- 令和3年11月19日(金) 13:00 予定
 教育委員会 (教育文化会館 集会室)